広島市告示(安佐南区)第97号 令和7年10月31日

道路の供用を次のように開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年10月31日から11月14日まで広島市安佐 南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

## 広島市長 松井 一實

| 道路の<br>種 類 | 路線名                 | 供 用 開 始 区 間  | 供用開始の期日    |
|------------|---------------------|--|------------|
| 市道         | 安佐南 3 区<br>1 8 8 号線 | 安佐南区西原一丁目<br>2294番6地先から<br>安佐南区西原一丁目<br>2294番9地先まで | 令和7年10月31日 |